

義家朝臣鎧着用次第

イ 4
2478
101

9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 190 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2



義家朝臣鎧着用次第
義貞朝臣記言鎧可着次第之事

一番

浴衣

二番

小袖

三番

大口精好

四番

髪乱縁奎

五番

鉢巻白布八尺五寸

六番

弓懸

七番	八番	九番	十番	十一番	十二番	十三番	十四番
鎧直垂	脛巾	括	髓當	頬貫	眼立	手蓋	鎧

十五番	十六番	十七番	十八番
刀	太刀	征矢	弓

是ハ八幡太郎義家之被着ケル次第也ト云々

貞丈按一條兼良公之鴉鷺物語并
樂人豊原家之秘書躰源抄等載
可之義家朝臣鎧着用之次第。右之
義貞朝臣之記ニスコシモ違フ所ナシ
誠ニ古傳信スヘキ者也故ニ私ニ繪圖
ヲ作りテ左ニ載ル也然レトモ予画工
ニアラサシハ丑カキアヤマレル所モヤ
アラム我子孫心シテ見ヨカシ

右着用次第之中ニ曹之事ハ見ヘス曹ハ
出陣ノ日モ旅行之間モキル事ハナキガ故也
曹ハ從者ニ持セテ行也又ハ從者ニキセテモ
行ク是ラカブトキノ役ト云戰ニ臨テ曹ラハ
キル也頗當涎拭ナトモ戰ニ臨テ用類也
ナレハコレラノ物モ着用ノ次第ニハ入ラス
亦扇ハ引アワセノ間ニサス是又何ノ次ニ
サスト云定モナシ右ハ古代ノ軍装ナリ

後代ハ甲冑ノ製モ軍装モ古ニハカハリ
タリニ脛楯ハ義家朝臣ノ頃ニハイサナカ
リシ故右ノ着用之次第ニ入ラス
安永九年庚子五月五日

伊勢平藏貞丈書

千時二十四歳

用

古昔用ハ未ダ中ニ由テ事ハ大由ハ

